

商工会お知らせ版

令和6年12月号(令和6年12月1日)
No.463 発行: 荒川商工会事務局
村上市羽ヶ榎104-44 (TEL62-3049)

令和7年4月1日

“新しい商工会”がスタートします!!

11月15日(金)、荒川商工会臨時総会を開催、かねてから協議を進めておりました神林商工会との合併につき議案審議を行い、定款の定めによる特別議決により議場に諮ったところ、満場一致で「商工会合併及び合併契約書」は原案どおり可決承認されました。また同じく議案上程致しました「荒川商工会定款の一部改正」並びに運営規約一部改正」及び「令和7年度荒川神林商工会事業計画並びに収支予算の決定」についても可決承認を頂きました。ここにあらためて会員の皆様にお知らせ申し上げる次第でございます。

その後11月26日(火)、荒川商工会館2階会議室において「合併契約調印式」を挙行、村上市副市長・村上市議会議長・新潟県商工会連合会長・同専務理事他ご臨席のもと、つつがなく合併契約の締結が行われました。

会員の皆様におかれましては、会報や今般の臨時総会資料等にて合併後の運営概要等につきお示し申上げて参りましたが、今後法律に基づく様々な手続きを経て新商工会の誕生に向けて努めて参りますので、変わらぬご支援ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

令和6年12月吉日

荒川商工会会長 山田 俊治郎



◇ 新商工会名 『荒川神林商工会』

◇ 本所 現 荒川商工会 (村上市羽ヶ榎)

◇ 支所 現 神林商工会 (村上市岩船駅前)



合併契約締結・調印式の様子



☆12月商工会行事☆

- ・12/9(月)夜間創業相談会(～13日まで)
- ・12/17(火)商工行政懇談会
- ・12/27(金)女性部フラワーアレンジメント

☆年末年始の商工会業務について☆

- ・12月27日(金)「仕事納め」
- ・1月6日(月)「仕事始め」

◇お知らせ…昨今の時流に鑑み、令和7年より年賀状のご挨拶を控えさせていただくことと致しました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



◇◇年末大売出しの実施について◇◇

商業部会では、今年も恒例の年末大売出しを実施いたします。年末年始のお買物は、ぜひ大売出し加盟店をご利用くださいますようお願い申し上げます。

- ◎売出期間 12月1日(日)～12月31日(火)
- ◎売出方法 期間中1,000円お買い上げ毎に補助券を1枚進呈し10枚で1回抽選
- ◎抽選期間 1月3日(金)～1月4日(土)午前10時～午後5時
- ◎抽選会場 荒川ショッピングセンターアコス
- ◎景品内容 特等 お買物券10,000円
1等 お買物券3,000円
2等 缶ビール
3等 サラダ油
他 菓子、カップ麺、ティッシュBOX



◆決算申告関係書類の提出について◆

《受付期間》令和7年1月6日(月)～1月31日(金)(午後5時まで)

決算代行を行っている事業所宛に、確定申告に関するご案内文書を1月に送付致します。それまでに申告書等の準備を進めてくださいますようお願いいたします。

◎申告時期は大変混み合っておりますので、**期限厳守にて提出をよろしく**お願いします。

◆年末調整事務も早めの処理を!◆

源泉所得税の年末調整事務の時期です。各種の所得控除を受けるための支払証明書等を早めに整理して、納付又は還付を受けてください。商工会に事務委託されている方は、源泉徴収票、給与支払報告書、生命保険・年金・健康保険税控除証明書・納付書等、必要書類をご持参のうえ、早めに商工会にお越しください。

※納付期限は1月20日(月)までとなります。

(担当 大矢・渡辺)

【労働関係について今一度ご確認をお願いします】

労働関係に関するトラブルや労働基準監督署の指摘が増加しています。労働関係法を整備することは、従業員の方だけでなく、雇用する事業主を守ることもつながりますので事業所内で今一度ご確認をお願いします。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

☆**年次有給休暇の付与日数は適切ですか?** ☆長時間労働対策や時間外手当は適正ですか?

☆**36協定の届け出は?**…36協定を提出しなければ時間外労働はさせられません。

“その時は必ずやってくる!早めの対策を”～商工会の事業承継支援～

後継者への円滑な事業承継は3年以上を要し、10年以上を要したとする割合も少なくないと言われています。近年は小規模事業者でも第三者への承継(M&A)をおこなった事例も増加しています。商工会では事業引継ぎ支援センターとの連携や、専門家派遣などで円滑な事業承継をご支援します。「何からしたらよいかわからない」「後継者候補がない」という方も、お気軽にご相談ください。

【事業承継の手法とポイント】

- ◎親族内承継…後継者の育成に必要な期間を定め、株式の移行なども計画的に。
- ◎従業員承継…近年増加傾向。資金力の課題は専門家活用などで円滑に。
- ◎第三者承継…近年増加傾向。交渉が長引くこともあるため早期の相談を!

